

GNU 一般公衆利用許諾書

(GNU General Public License)

バージョン 2 (1991 年 6 月)

Copyright (C) 1989, 1991 Free Software Foundation, Inc.,

51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301 USA

誰もが本ライセンス文書を一字一句忠実に複製、頒布することは許可されます。しかし、その変更は認められません。

序文

ソフトウェアのライセンスの大半は、あなたからそれを共有したり変更したりする自由を奪い去るよう設計されています。これらとは対照的に、GNU 一般公衆利用許諾書は、フリーソフトウェアを共有し変更するあなたの自由を保証すること、すなわち、そのソフトウェアがそのすべてユーザーにとってフリーであることを保証することを目的としています。この GNU 一般公衆利用許諾書は、フリーソフトウェア財団 (Free Software Foundation) のソフトウェアの大半に適用しています (フリーソフトウェア財団の一部のソフトウェアは、代わりに GNU 小型 (Lesser) 一般公衆利用許諾書で保護されています)。そして、この利用許諾書の使用を誓約する作者所有の他のいかなるプログラムにも適用することが可能です。もちろん、あなたのプログラムにも適用することができます。

私たちがフリーソフトウェアについて語る時、私たちは自由について言及しているのであって、価格は問題にしていません。私たちの一般公衆利用許諾書の数々は、フリーソフトウェアの複製を頒布する自由をあなたに保証すべく設計されています。(そして、あなたが希望すれば、このサービスに対し手数料を要求できます。) すなわち、ソースコードを受領したり、望めばそれを手に入れたりできるということ、ソフトウェアを変更し、新たなフリープログラムの中でその一部を利用することができるということ、そしてこうしたことが可能であることをあなたが知っているということが保証されるのです。

あなたの権利を保護するため、私たちは、これらのあなたの権利をほかの誰かが否定したり、あるいは、権利放棄を要求したりすることを禁止する制限を作る必要があります。この制限は、あなたがソフトウェアの複製を頒布、あるいは改変する場合、あなたにはある種の責任が発生することを意味します。

たとえば、本許諾書が適用されたプログラムの複製をあなたが頒布する場合、それが無料であろうと手数料を取る場合であろうと、あなたはあなた自身が持つ権利のすべてを受領者たちに渡さなければなりません。あなたもまた、彼らがソースコードを受領したり、手に入れたりできることを保証しなければなりません。そしてあなたは、本許諾書の条項を彼らに示し、彼らの権利について彼らに知らせなければなりません。

私たちは、2段階の手順であなたの権利を保護します。その手順とは、(1) ソフトウェアを著作権で保護する、(2) あなたは本許諾書を提示して、ソフトウェアを複製、頒布、または改変する法的な許可を与える、というものです。

それぞれの作者と開発者の保護のために、私たちは、このフリーソフトウェアには何の保証もないということをあらゆる方々に、はっきりと理解して頂くことを望みます。ソフトウェアが誰かほかの人によって改変された場合、私たちは、彼ら改変したのがオリジナルでないことをその受領者に知らせることを望みます。これにより、他者から取り込まれたどんな問題もオリジナル作者の評判には影響しません。

最後に、いかなるフリープログラムもソフトウェア特許に絶えず脅かされています。私たちは、フリープログラムの再頒布者が個別に特許使用許諾権を取得し、そのプログラムが実質的にプロプライエタリにされてしまうという危険を避けたいと願っています。こうした事態を防ぐために、私たちは、あらゆる特許はフリープログラムのすべての利用者にライセンスしなければならないか、あるいは、まったくライセンスしないかを明確にしました。

この複製、頒布および改変に関わる厳格な契約条件は、次のとおりです。

GNU 一般公衆利用許諾書

複製、頒布および改変に関わる契約条件

0. 本利用許諾契約書は、そのプログラム、またはその他の作品を本一般公衆利用許諾契約書の定める条件下で頒布できる、という告知を著作権者が記載したプログラム、またはその他の作品全般に適用する。以下では、『プログラム』とはそのようにしてこの契約書を適用したプログラムや作品を意味し、また『プログラム』に基づいた作品』とは『プログラム』やその他著作権法下で派生物と見なされるもの全般を指す。すなわち、『プログラム』か、その一部を含む作品、一字一句忠実なままの複製や改変を加えたもの、あるいは他の言語に翻訳されたもののいずれか、または両方を指す。(以下、翻訳は "改変" という用語の中に制限なく含まれる。) 個々のライセンシーは「あなた」と表現する。

0. This License applies to any program or other work which contains a notice placed by the copyright holder saying it may be distributed under the terms of this General Public License. The "Program", below, refers to any such program or work, and a "work based on the Program" means either the Program or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".) Each licensee is addressed as "you".

複製や頒布、改変以外の活動はこの契約書ではカバーされない。それらはこの契約書の対象外である。複製や頒布、改変以外の行為はこの契約書ではカバーされない。それらはこの契約書の対象外である。『プログラム』を実行する行為自体に制限はない。また、そのような『プログラム』の出力結果は、その内容が『プログラム』を基にした作品を構成する場合のみこの契約書によって保護される(『プログラム』を実行したことによって作成されたということとは無関係である)。このような線引きの妥当性は、『プログラム』が何をするのかに依存する。

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running the Program is not restricted, and the output from the Program is covered only if its contents constitute a work based on the Program (independent of having been made by running the Program). Whether that is true depends on what the Program does.

1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と保証の否認声明(disclaimer of warranty)を目立つよう適切に掲載し、またこの契約書および一切の保証の不在に触れた告知すべてをそのまま残し、そしてこの契約書の複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する限り、あなたは『プログラム』のソースコードの複製物を、あなたが受け取った通りの形で複製または頒布することができる。媒体は問わない。あなたは、物理的に複製物を譲渡するという行為に関して手数料を課しても良いし、希望によっては手数料を取って交換における保護の保証を提供しても良い。

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and give any other recipients of the Program a copy of this License along with the Program. You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. あなたは、自分の『プログラム』の複製物か、その一部を改変して『プログラム』を基にした作品を形成し、そのような改変点や作品を上記第1節の定める条件下で複製または頒布することができる。ただし、そのためには以下の条件すべてを満たしていなければならない:

2. You may modify your copy or copies of the Program or any portion of it, thus forming a work based on the Program, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these

- a) あなたは、それらのファイルを変更したということと変更した日時が良く分かるよう、改変されたファイルに告示しなければならない。

a) You must cause the modified files to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.

- b) あなたは、『プログラム』または、その一部を含む作品、あるいは『プログラム』か、その一部から派生した作品を頒布、あるいは公開する場合には、その全体をこの契約書の条件に従って第三者へ無償で利用許諾しなければならない。

b) You must cause any work that you distribute or publish, that in whole or in part contains or is derived from the Program or any part thereof, to be licensed as a whole at no charge to all third parties under the terms of this License.

- c) 改変されたプログラムが、通常実行する際に対話的にコマンドを読むようになっているならば、そのプログラムを最も一般的な方法で対話的に実行する際、適切な著作権表示、無保証であること（あるいはあなたが保証を提供するという）、ユーザーがプログラムをこの契約書で述べた条件下で頒布することができるということ、そしてこの契約書の複製物を閲覧するにはどうしたらよいかというユーザーへの説明を含む告知が印刷されるか、あるいは画面に表示されるようにしなければならない。（例外として、『プログラム』そのものは対話的であっても通常そのような告知を印刷しない場合には、『プログラム』を基にしたあなたの作品に そのような告知を印刷させる必要はない）。

c) If the modified program normally reads commands interactively when run, you must cause it, when started running for such interactive use in the most ordinary way, to print or display an announcement including an appropriate copyright notice and a notice that there is no warranty (or else, saying that you provide a warranty) and that users may redistribute the program under these conditions, and telling the user how to view a copy of this License. (Exception: if the Program itself is interactive but does not normally print such an announcement, your work based on the Program is not required to print an announcement.)

以上の必要条件は全体としての改変された作品に適用される。作品の一部が『プログラム』から派生したものではないと確認でき、それら自身別の独立した作品であると合理的に考えられるならば、あなたがそれらを別の作品として分けて頒布する場合、そういった部分にはこの契約書とその条件は適用されない。しかし、あなたが同じ部分を『プログラム』を基にした作品全体の一部として頒布するならば、全体としての頒布物は、この契約書が課す条件に従わなければならない。というのは、この契約書が他の契約者に与える許可は『プログラム』丸ごと全体に及び、誰が書いたかは関係なく各部分のすべてを保護するからである。

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Program, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Program, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

よって、すべてあなたによって書かれた作品に対し権利を主張か、あなたの権利に異議を申し立てることはこの節の意図するところではない。むしろ、その趣旨は『プログラム』を基にした派生物ないし集合作品の頒布を管理する権利を行使するというところにある。

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Program.

また、『プログラム』を基にしていないその他の作品を『プログラム』(あるいは『プログラム』を基にした作品)と一緒に集めただけのものを一巻の保管装置ないし頒布媒体に収めても、その他の作品までこの契約書が保護する対象になるということにはならない。

In addition, mere aggregation of another work not based on the Program with the Program (or with a work based on the Program) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. あなたは上記第1節および2節の条件に従い、『プログラム』(あるいは第2節における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。ただし、その場合あなたは以下のうちどれか一つを実施しなければならない。

3. You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following:

- a) 作品に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。ただし、ソースコードは上記第1節および2節の条件に従いソフトウェアの交換で慣習的に使われる媒体で頒布しなければならない。あるいは、

a) Accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

- b) 作品に、いかなる第三者に対しても、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを、頒布に要する物理的コストを上回らない程度の手数料と引き換えに提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。ただし、ソースコードは上記第1節および2節の条件に従いソフトウェアの交換で習慣的に使われる媒体で頒布しなければならない。あるいは、

b) Accompany it with a written offer, valid for at least three years, to give any third party, for a charge no more than your cost of physically performing source distribution, a complete machine-readable copy of the corresponding source code, to be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

- c) 対応するソースコード頒布の申し出に際して、あなたが得た情報を一緒に引き渡す。(この選択肢は、営利を目的としない頒布であって、かつあなたが上記小節bで指定されているような申し出と共にオブジェクトコード、あるいは実行形式のプログラムしか入手していない場合に限り許可される)

c) Accompany it with the information you received as to the offer to distribute corresponding source code. (This alternative is allowed only for noncommercial distribution and only if you received the program in object code or executable form with such an offer, in accord with Subsection b above.)

作品のソースコードとは、それに対して改変を加えるうえで好ましいとされる作品の形式を意味する。ある実行形式の作品にとって完全なソースコードとは、それが含むモジュールすべてのソースコード全部に加え、関連するインターフェース定義ファイルのすべてとライブラリのコンパイルやインストールを制御するために使われるスクリプトをも加えたものを意味する。ただし、特別な例外として、ソースコードが配布されるのは、通常の実行可能ファイルが実行されているオペレーティングシステムの主要なコンポーネント（コンパイラ、カーネルなど）とともに（ソースまたはバイナリ形式で）配布されているものは、そのコンポーネント自体が実行形式に付随する場合を除き含める必要はない。

The source code for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For an executable work, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the executable. However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

しかし、特別な例外として、そのコンポーネント自体が実行形式に付随するのでは無い限り、頒布されるものの中に、実行形式が実行されるオペレーティングシステムの主要なコンポーネント(コンパイラやカーネル等)と通常一緒に(ソースかバイナリ形式のどちらかで)頒布されるものを含む必要はないものとする。実行形式またはオブジェクトコードの頒布が、指定された場所からコピーするためのアクセス手段を提供することで為されるとして、その上でソースコードも同等のアクセス手段によって同じ場所からコピーできるようになっているならば、第三者がオブジェクトコードと一緒にソースも強制的にコピーさせられるようになっていなくてもソースコード頒布の条件を満たしているものとする。

If distribution of executable or object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place counts as distribution of the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

- あなたは『プログラム』を、この契約書において明確に提示された行為を除き複製や改変、サブライセンス、あるいは頒布してはならない。他に『プログラム』を複製や改変、サブライセンス、あるいは頒布する企てはすべて無効であり、この契約書の下でのあなたの権利を自動的に終結させることになる。

しかし、複製物や権利をこの契約書に従ってあなたから得た人々に関しては、そのような人々がこの契約書に完全に従っている限り彼らのライセンスまで終結することはない。

4. You may not copy, modify, sublicense, or distribute the Program except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense or distribute the Program is void, and will automatically terminate your rights under this License.

However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

5. あなたはこの契約書を受諾する必要は無い。というのは、あなたはこれに署名していないからである。しかし、この契約書以外にあなたに対して『プログラム』やその派生物を改変または頒布する許可を与えるものは存在しない。これらの行為は、あなたがこの契約書を受け入れない限り法によって禁じられている。そこで、『プログラム』(あるいは『プログラム』を基にした作品全般)を改変ないし頒布することにより、あなたは自分がそのような行為を行うためにこの契約書を受諾したということ、そして『プログラム』とそれに基づく作品の複製や頒布、改変についてこの契約書が課す制約と条件をすべて受け入れたということを示したものと見なす。

5. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Program or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Program (or any work based on the Program), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Program or works based on it.

6. あなたが『プログラム』(または『プログラム』を基にした作品全般)を再頒布するたびに、その受領者は元々のライセンス許可者から、この契約書で指定された条件と制約の下で『プログラム』を複製や頒布、あるいは改変する許可を自動的に得るものとする。あなたは、受領者がここで認められた権利を行使することに関してこれ以上他のいかなる制限も課してはならない。

あなたには、第三者がこの契約書に従うことを強制する責任はない。

6. Each time you redistribute the Program (or any work based on the Program), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute or modify the Program subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein.

You are not responsible for enforcing compliance by third parties to this License.

7. 特許侵害あるいはその他の理由(特許関係に限らない)から、裁判所の判決あるいは申し立ての結果としてあなたに(裁判所命令や契約などにより)このライセンスの条件と矛盾する制約が課された場合でも、あなたがこの契約書の条件を免除されるわけではない。もしこの契約書の下であなたに課せられた責任と他の関連する責任を同時に満たすような形で頒布できないならば、結果としてあなたは『プログラム』を頒布することが全くできないということである。例えば特許ライセンスが、あなたから直接間接を問わずコピーを受け取った人が誰でも『プログラム』を使用料無料で再頒布することを認めていない場合、あなたがその制約とこの契約書を両方とも満たすには『プログラム』の頒布を完全に中止する

しかないだろう。

7. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Program at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Program by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Program.

この節の一部が特定の状況の下で無効ないし実施不可能な場合でも、節の残りの部分は適用されるよう意図されている。その他の状況では節が全体として適用されるよう意図されている。

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

特許やその他の財産権を侵害したり、そのような権利の主張の効力に異議を唱えたりするようあなたを誘惑することがこの節の目的ではない。この節には、人々によってライセンス慣行として実現されてきた、フリーソフトウェア頒布のシステムの完全性を護るという目的しかない。多くの人々が、フリーソフトウェアの頒布システムが首尾一貫して適用されているという信頼に基づき、このシステムを通じて頒布される多様なソフトウェアに寛大な貢献をしてきたのは事実であるが、人がどのようなシステムを通じてソフトウェアを頒布したいと思うかはあくまでも作者/寄与者次第であり、あなたが選択を押しつけることはできない。

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system, which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

この節は、この契約書のこの節以外の部分の一掃結になると考えられるケースを徹底的に明らかにすることを目的としている。

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

8. 『プログラム』の頒布や利用が、ある国においては特許または著作権が主張されたインターフェースのいずれかによって制限されている場合、『プログラム』にこの契約書を適用した元の著作権者は、そういった国々を排除した明確な地理的頒布制限を加え、そこで排除されていない国の中やそれらの国々の間でのみ頒布が許可されるようにしても構わない。その場合、そのような制限はこの契約書本文で書かれているのと同様に見なされる。

8. If the distribution and/or use of the Program is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Program under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

9. フリーソフトウェア財団は、時によって改訂または新版の一般公衆利用許諾書を発表することができる。そのような新版は現在のバージョンとその精神においては似たものになるだろうが、新たな問題や懸念を解決するため細部では異なる可能性がある。

9. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

それぞれのバージョンには、見分けが付くようにバージョン番号が振られている。『プログラム』においてそれに適用されるこの契約書のバージョン番号が指定されていて、更に「それ以降のいかなるバージョン(any later version)」も適用して良いとなっていた場合、あなたは従う条件と制約として、指定のバージョンか、フリーソフトウェア財団によって発行された指定のバージョン以降の版のどれか一つのどちらかを選ぶことが出来る。『プログラム』でライセンスのバージョン番号が指定されていないならば、あなたは今までにフリーソフトウェア財団から発行されたバージョンの中から好きに選んで構わない。

Each version is given a distinguishing version number. If the Program specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Program does not specify a version number of this License, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

- もしあなたが『プログラム』の一部を、その頒布条件がこの契約書と異なる他のフリーなプログラムと統合したいならば、作者に連絡して許可を求めよ。フリーソフトウェア財団が著作権を保有するソフトウェアについては、フリーソフトウェア財団に連絡せよ。私たちは、このような場合のために特別な例外を設けることもある。私たちが決定を下すにあたっては、私たちのフリーソフトウェアの派生物すべてがフリーな状態に保たれるということと、一般的にソフトウェアの共有と再利用を促進するという二つの目標を規準に検討されるであろう。

10. If you wish to incorporate parts of the Program into other free programs whose distribution conditions are different, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

無保証について (NO WARRANTY)

- 『プログラム』は代価無しに利用が許可されるので、適切な法が認める限りにおいて、『プログラム』に関するいかなる保証も存在しない。書面で別に述べる場合を除いて、著作権者、またはその他の団体は、『プログラム』を、表明されたか言外かは問わず、商業的適性を保証するほめかしやある特定の目的への適合性(に限られない)を含む一切の保証無しに「あるがまま」で提供する。『プログラム』の質と性能に関するリスクのすべてはあなたに帰属する。『プログラム』に欠陥があると判明した場合、あなたは必要な保守点検や補修、修正に要するコストのすべてを引き受けることになる。

11. BECAUSE THE PROGRAM IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE PROGRAM, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE PROGRAM "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

12. 適切な法か書面での同意によって命ぜられない限り、著作権者、または上記で許可されている通りに『プログラム』を改変または再頒布したその他の団体は、あなたに対して『プログラム』の利用ないし利用不能で生じた通常損害や特別損害、偶発損害、間接損害(データの消失や不正確な処理、あなたか第三者が被った損失、あるいは『プログラム』が他のソフトウェアと一緒に動作しないという不具合などを含むがそれらに限らない)に一切の責任を負わない。そのような損害が生ずる可能性について彼らが忠告されていたとしても同様である。

12. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE PROGRAM AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE PROGRAM (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

条件と制約の終わり

以上の条項を

あなたの新しいプログラムに適用する方法

(How to Apply These Terms to Your New Programs)

あなたが新しいプログラムを開発したとして、公衆によってそれが利用される可能性を最大にしたいなら、そのプログラムをこの契約書の条項に従って誰でも再頒布、あるいは変更できるようにフリーソフトウェアにするのが最善です。

そのためには、プログラムに以下のような表示を添付してください。その場合、保証が排除されているということを最も効果的に伝えるために、それぞれのソースファイルの冒頭に表示を添付すれば最も安全です。少なくとも、「著作権表示」という行と全文がある場所へのポインタだけは各ファイルに含めて置いてください。

〈プログラムの名前と、それが何をするかについての簡単な説明。〉

Copyright (C) 〈西暦年〉 〈作者の名前〉

このプログラムはフリーソフトウェアです。あなたはこれを、フリーソフトウェア財団によって発行された GNU 一般公衆利用許諾契約書(バージョン 2 か、希望によってはそれ以降のバージョンのうちどれか)の定める条件下で再頒布または改変することができます。

このプログラムは有用であることを願って頒布されますが、『**全くの無保証**』です。**商業可能性**、あるいは**特定の目的への適合性**の保証は、言外に示されたものも含め全く存在しません。詳しくは GNU 一般公衆利用許諾契約書をご覧ください。

あなたはこのプログラムと共に、GNU 一般公衆利用許諾契約書の写しを受け取っているはずですが、そうでない場合、フリーソフトウェア財団、(株) への書き込み

51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301 USA

<one line to give the program's name and a brief idea of what it does.>

Copyright (C) <year> <name of author>

This program is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version.

This program is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU General Public License along with this program; if not, write to the Free Software Foundation, Inc.,

51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301 USA.

電子ないし紙のメールであなたに問い合わせる方法についての情報も書き加えましょう。

プログラムが対話的なものならば、対話モードで起動した際に出力として以下のような短い告知が表示されるようにしてください。

Gnomovision バージョン 69, Copyright (C) 西暦年 作者の名前 Gnomovision は『**全くの無保証**』で提供されます。詳しくは「show w」とタイプして下さい。これはフリーソフトウェアであり、ある条件下で再頒布することが奨励されています。詳しくは「show c」とタイプして下さい。

Gnomovision version 69, Copyright (C) year name of author Gnomovision comes with ABSOLUTELY NO WARRANTY; for details type `show w'. This is free software, and you are welcome to redistribute it under certain conditions; type `show c' for details.

ここで、仮想的なコマンド「show w」と「show c」は一般公衆利用許諾契約書の適切な部分を表示するようになっていなければなりません。もちろん、あなたが使うコマンドを「show w」や「show c」と呼ぶ必然性はありませんので、あなたのプログラムに合わせてマウスのクリックやメニューのアイテムにしても結構です。

また、あなたは、必要ならば(プログラマーとして働いていたら)あなたの雇用主、あるいは場合によっては学校から、そのプログラムに関する「著作権放棄声明(copyright disclaimer)」に

署名してもらいべきです。以下は例ですので、名前を変えてください:

Yoyodyne 社は、ここに、James Hacker によって書かれたプログラム「Gnomovision」(コンパイラへ通すプログラム)に関する一切の著作権の利益を放棄します。

<Ty Coon 氏の署名>、1989 年 4 月 1 日

Ty Coon、副社長

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the program 'Gnomovision' (which makes passes at compilers) written by James Hacker.

<signature of Ty Coon>, 1 April 1989

Ty Coon, President of Vice

この一般公衆利用許諾契約書では、あなたのプログラムを独占的なプログラムに統合することを認めていません。あなたのプログラムがサブルーチンライブラリならば、独占的なアプリケーションとあなたのライブラリをリンクすることを許可したほうがより便利であると考えられるかもしれません。もしこれがあなたの望むことならば、この契約書の代わりに GNU ライブラリ一般公衆利用許諾契約書を適用してください。

以上